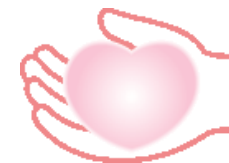




生活習慣病管理部たより



第81号：発行平成27年12月

糖尿病教室
秋の特別講演

11月14日の世界糖尿病デーに「秋の特別講演」を開催しました！

テーマ：道路交通法改正と低血糖予防 松波総合病院副院長 林慎先生



2014年6月の道路交通法改正に伴い、免許を与えない者もしくは保留することが出来る者の中に「発作により意識障害または運動障害をもたらす病気であって政令で定めるもの」が規定され、糖尿病では「無自覚性低血糖」が定められました。そのため、患者様が安全に安心して運転していただくために、低血糖についてや低血糖の対策方法についてお話をいただきました。



次回は1月16日（土）に
「冬の糖尿病教室」を開催します！

患者様の質問より



❖免許を申請・更新する際に“低血糖になったことがある”と申告すると免許が取得できないのですか？

→今回の改正では低血糖にて意識障害があったにも関わらず“なし”と虚偽の申請をした場合に罰則が適用されることになった、という点が大きな改正点です。しかし、低血糖と言っても①自分で低血糖の症状に気づき、ブドウ糖などを摂取して対処できる方②血糖コントロールが可能で、運転前の糖分摂取により運転中の低血糖を未然に防ぐことができる方は免許取得に際して問題はありません。ところが、無自覚性低血糖は低血糖時に自覚症状が現れないため、重大な事故につながる危険性があります。そのため、慎重な対策と対処が必要となります。今までに意識を消失し、他人の援助の必要とするような低血糖（重症低血糖）を経験した方は一度主治医に相談しましょう。また、免許を申請・更新する際に申告するようにしましょう。

